

重点風景地区

「旗本徳山陣屋地区」 風景形成基準



旗本徳山陣屋地区は、陣屋跡周辺の古いたたずまいを残した集落景観の保全を図るため、平成20年8月に景観法に基づく地区独自の景観計画である「旗本徳山陣屋景観計画」を施行しました。

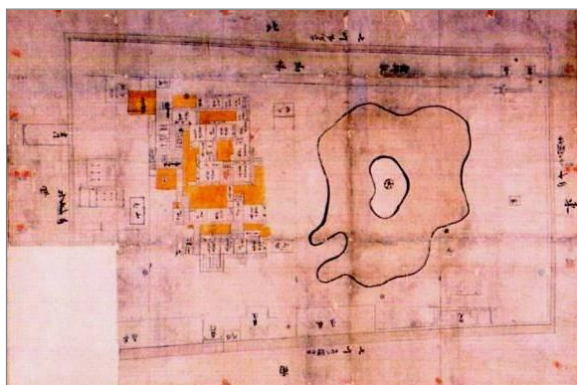
この冊子は旗本徳山陣屋景観計画の内容のうち、良好な景観のための行為の制限（風景形成基準）を分かりやすく示したものです。建築行為などをする際にご活用下さい。

1 歴史と現状

◆ 歴史

旗本徳山陣屋公園は、江戸時代の旗本徳山氏の陣屋跡地を「更木陣屋絵図」と平成12年に実施された発掘調査をもとに、江戸期の陣屋風景を再現した公園です。

徳山氏の祖先は戦国時代までさかのぼり、初代 徳山五兵衛則秀は、織田信長、徳川家康に仕えて徳山郷（現在の岐阜県揖斐川町）のほか、各務原の西市場、山後、大島、島崎、野口など五千石の領地を与えられて旗本になり、明治維新までの約250年間、幕府直系の家臣として、12代にわたって各務原の地を治めていました。



更木陣屋絵図（各務原市指定文化財）

旗本徳山氏の屋敷がおかれた場所は、更木陣屋と呼ばれていました。陣屋とは、城を持たない旗本の屋敷を指し、その陣屋を中心に集落を形成していました。



旗本徳山陣屋公園（“日本の歴史公園100選”に選出）

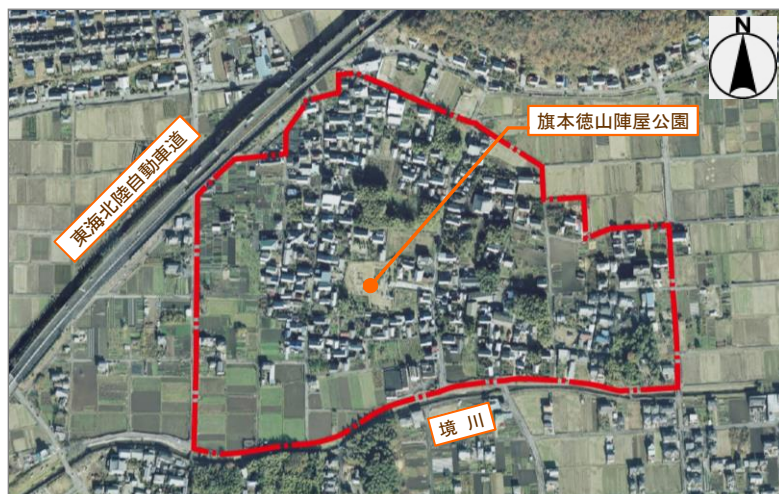


地区内の風情ある路地

◆ 現状

旗本徳山陣屋公園周辺の集落には、旗本徳山氏ゆかりの社寺や史跡が残されています。

また、昔ながらの屋並みや風格のある蔵、風情ある路地、手入れされた竹林があいまって、今もなお落ち着いた静かな佇まいを形成しています。



◆ 風景づくりのテーマ

歴史深い趣のある集落景観の保全と再生

◆ 良好な景観の形成に関する方針

旗本徳山陣屋の歴史性は各務原市にとって非常に重要な景観資源です。景観的側面からも保全、再生を図るため、良好な景観の形成に関する方針を下記のとおり定めます。

方 針

- ・ 旗本徳山陣屋周辺の歴史深い社寺と周辺の緑（樹林）の保全と趣のある歴史的なまち並み再生を図る。
- ・ 公共施設の修景整備や集落内を安心して歩ける道づくりの検討を行う。
- ・ 歴史的な趣のある建造物は、景観法に基づく景観重要建造物に指定し、積極的に保全を図る。

集落景観の保全イメージ

風景形成基準は、建築物等の新築、改築等をする際のルールです。

旗本徳山陣屋周辺の歴史ある趣深い集落景観との調和に配慮した基準とすることにより、現在の優れた景観を保全し、次世代に受け継いでいくことを目指しています。



▲ 現況の眺めです。日本家屋と緑、背後の山並みが一体となって、趣深い景観です。

建物などに関するルールがないと、景観を乱す建物が建つ可能性があります。



▲ 周辺に調和しない建物が建つと、景観が損なわれます。

3

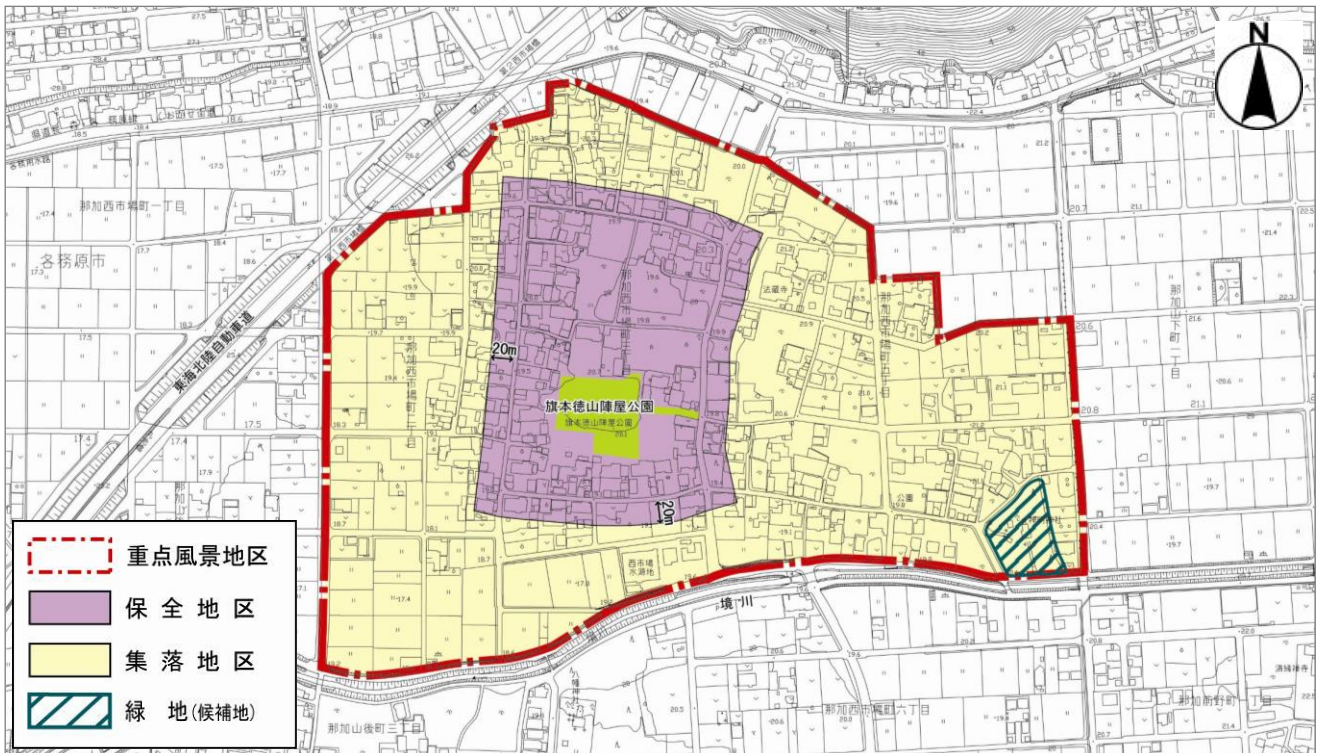
重点風景地区と風景形成基準

◆ 重点風景地区の範囲

旗本徳山陣屋地区の重点風景地区としての対象区域を、陣屋公園周辺の住宅地及び社寺の分布状況を考慮して下図に示す範囲で指定するものとします。 ※ 旗本徳山陣屋景観計画で規定する景観計画区域と同一です。

また、対象区域を陣屋公園との配置を考慮して「保全地区」、「集落地区」、「緑地（候補地）」の3つの区域に分けます。

- 保全地区 : 公園を取り囲む道路境界より20mまでの区間
- 集落地区 : 保全地区以外の住宅地
- 緑地（候補地） : 境川沿いの緑地



陣屋公園の緑



地域のシンボルとなる火の見櫓



地蔵堂と竹林

◆ 風景形成基準

重点風景地区に指定した区域内で、次のような行為をしようとする時は、事前に市へ届け出ていただくとともに、右図に示す風景形成基準に適合するようにして下さい。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、改造や色彩を変更するような場合
- (2) 工作物・広告物等の新設や色彩を変更するような場合

※ 外観を変更しない、内部の改装などは届け出る必要はありません。

※ 届出不要な行為もあります。これらは各務原市都市景観条例及び施行規則で規定します。詳しくはお問い合わせ下さい。

旗本徳山陣屋地区 風景形成基準

保全地区

高さ（最高限度）

10mとする。（神社仏閣は除く。）

屋根

勾配屋根を原則とする。

色彩

外壁と屋根の色彩は、歴史的な趣と調和する無彩色か落ち着いた色合いの低彩度色とする。

※ くわしくは ④風景形成基準の詳細 をご覧下さい。

設備

空調室外機、ガスボンベ等の室外設備は目立たない位置に設けるか、周囲を格子等で覆うよう努める。

駐車場

共同駐車場、貸し駐車場については、生垣等で囲うよう努める。

広告物

広告物の素材及び色彩は歴史的な趣と調和するものとする。

※ くわしくは ④風景形成基準の詳細 をご覧下さい。

自動販売機

自動販売機は、周辺の景観に馴染むような落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。



垣・柵

垣・柵を設ける場合は、生垣又は歴史的な趣と調和する形態・意匠とするよう努める。

緑化

敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。

蔵

伝統的な蔵の保存に努める。

集落地区

高さ（最高限度）

13mとする。（神社仏閣は除く。）



屋根、色彩、垣・柵、緑化、蔵、駐車場、広告物 については、保全地区のルールと同じとする。

※ 設備、自動販売機 については適用除外とする。

緑地（候補地）

歴史、文化の継承という観点から、貴重な社寺林や竹林を保全するよう努める。

（緑の保全を図るため、各種法制度などに基づいた指定を検討する。）



※ 各務原市景観計画で規定する大規模な行為の対象となる建築物、工作物及び良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為について、重点風景地区で規定する基準に加え、各務原市景観計画で規定する景観形成基準（各務原市色彩ガイドラインを含む）も適用するものとします。

※ 届出対象となる工作物は各務原市都市景観条例施行規則の規定による行為です。

※ 色彩に関する表示については、日本工業規格 Z8721 に定められた規格とします。

4

風景形成基準の詳細

風景形成基準の内容について、具体的なイメージやおすすめの修景事例を紹介します。

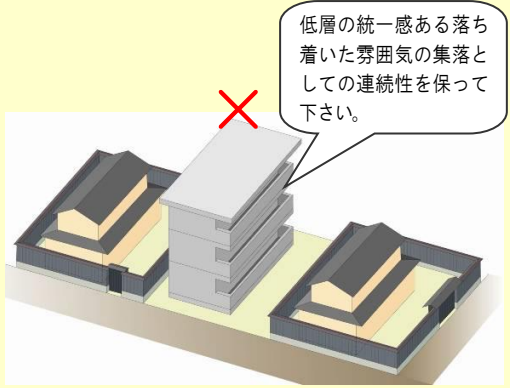
1 高さ（最高限度）

保全地区：10mとする。
（神社仏閣は除く。）

集落地区：13mとする。
（神社仏閣は除く。）

昔ながらの集落としての良好な住環境を維持するため、建物の高さは低く抑えて下さい。

【建築物の高さについて】



【高さ（最高限度）について】

- ・ 本景観計画の施行時に既にある建築物の高さが本景観計画で定める高さの最高限度を超えているものは、既存の高さまでの範囲において同一用途の建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での同一用途の建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。なお、建築物の高さは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定によるものとします。
- ・ 都市計画法第29条各項に掲げる開発行為の許可を受けて行うもの及び土地収用法第3条各号に掲げる事業の行為地は、本景観計画における高さの最高限度の対象外とします。なお、これらの行為地の最高限度については市長と協議の上、別に定めるものとします。

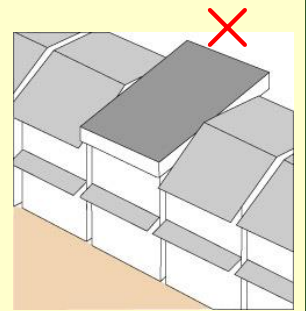
2 屋根

保全地区・**集落地区** 共通

勾配屋根を原則とする。（2寸～6.5寸）

地区内の建物の大半は勾配屋根となっており、屋並みが揃っています。社寺等の歴史的な趣と調和するよう、勾配屋根とすると同時に、素材は和風感のあるものとして下さい。

【趣のある勾配屋根】



3 色彩

※詳細については、「景観形成基準の運用方針」を参照

保全地区・**集落地区** 共通

外壁の色彩は歴史的な趣と調和するものとし、基調色は無彩色（明度不問）か落ち着いた色合い（5R以上5Y以下）の低明度から中明度（明度：8未満）で、低彩度色（彩度：4未満）を原則とする。

アクセントカラーとして高彩度色を使用する場合は、外壁面積の5%までの範囲とする。

屋根の色彩は歴史的な趣と調和するものとし、無彩色か低彩度色（彩度：4未満）を原則とする。

【無彩色を基調とした伝統的な家屋】



伝統的な日本家屋が多く残っているため、歴史的な趣と調和するよう、外壁及び屋根の色彩は、無彩色又はアースカラー（茶系色、自然素材色）などの落ち着いた色合いの低彩度色として下さい。

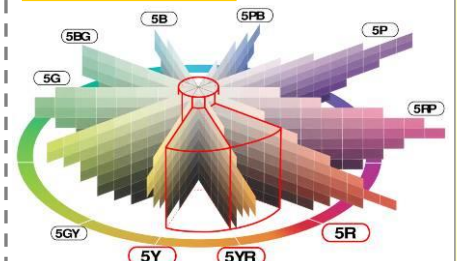
【外壁のベースカラーとして使用可能な色】

- 無彩色（明度不問）
- 有彩度色 色相：5R以上5Y以下
明度：8未満
彩度：4未満

無彩色の範囲



有彩度色の範囲



【色彩基準について】

- ・ 良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とすることも可能ですが、この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- ・ 木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とします。

4

垣・柵

保全地区・集落地区 共通

垣・柵を設ける場合は、生垣又は歴史的な趣と調和する形態・意匠とするよう努める。

通りに面して設ける垣や柵は目立ちやすく、通りを歩く人々に強い印象を与えます。やむを得ずコンクリートブロック塀とする場合でも、素材や意匠を工夫したり、色彩も落ち着いたものとして下さい。

【 生垣や歴史的な趣と調和する塀の事例 】



5

緑化

保全地区・集落地区 共通

敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。

緑が豊かなまち並みは日々の生活にうるおいを与えるとともに、歴史的な趣に深みを与えます。庭木も大木に成長すれば地域のシンボルとなるため、維持管理に努めて下さい。

【 緑豊かなまち並みの事例 】



6

蔵

保全地区・集落地区 共通

伝統的な蔵の保存に努める。



当該地区は、本市の他の地域と比べて伝統的な蔵が多く残されており、風格のあるまち並みを形成しています。現存する伝統的な蔵はできる限り保存し、維持管理に努めて下さい。

【 地区内の風格のある蔵 】



7

設備

保全地区

空調室外機、ガスボンベ等の室外設備は目立たない位置に設けるか、設備の周囲を格子等で覆うよう努める。

エアコン等の屋外設備が目立つと、落ち着いたきのある景観の魅力が損なわれます。これらの設備を見えないところに設けるか、見えなくする工夫に努めて下さい。

【 修景された空調室外機の事例 】



8 駐車場

保全地区・集落地区 共通

共同駐車場、貸し駐車場については、生垣等で囲うよう努める。

歴史的な趣と緑豊かな周辺環境との調和に配慮して、駐車場についても緑化に努めて下さい。

【 駐車場の修景事例 】



9 広告物

保全地区・集落地区 共通

広告物の素材及び色彩は歴史的な趣と調和するものとする。

新たに設置する広告物については、自家用のみとし、屋上広告板（塔）の設置は禁止とする。また、表示面積は一つの事業所で合計 10 m²以下とする。

広告物は設置状況によっては自然景観や歴史的まち並み景観を阻害する要因になります。歴史性豊かな周辺環境との調和を十分に配慮して下さい。

【 歴史的な趣と調和する広告物の事例 】



10 自動販売機

保全地区

自動販売機は、周辺の景観に馴染むような落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。

自動販売機は利用者の確保のため、色彩は目立つ色が用いられますが、歴史的な趣が損なわれます。機器の更新時には、景観に配慮した色彩に変更して下さい。

【 修景された自動販売機の実例 】



11 緑地（候補地）

歴史、文化の継承という観点から、貴重な社寺林や竹林を保全するよう努める。

（緑の保全を図るため、各種法制度などに基づいた指定を検討する。）

受け継がれた景観を継承していくため、貴重な緑を保全することが必要です。

【 各務原市民緑地制度 】



土地所有者の緑地提供の申出により、市と土地所有者が契約を締結して一定の期間その土地を管理し、市民に開放する制度です。土地所有者には税制上の優遇処置があります。

散策路などの整備は市が行いますが、簡易な維持管理は市民・土地所有者・市が協働で行います。

風景形成基準の適用除外について

- 用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、特例措置として本景観計画における良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- 本景観計画の施行時に既存のものやすでに着手している建築物、工作物、良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為については、本景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。

●○ お問い合わせ ○●

各務原市 都市建設部 建築指導課
TEL : 058-383-1111 (代表)
市HP : <http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
FAX : 058-383-6365
E-mail : keikan@city.kakamigahara.gifu.jp